

議案第20号

朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例（平成29年朝霞市条例第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

朝霞市産業振興基本計画推進委員会条例

第1条中「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

第2条中「の策定」の次に「、変更、進捗管理等」を加え、「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

第3条第1号中「策定」の次に「及び変更」を加え、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、「の策定」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 基本計画の進捗管理等に関すること。

第6条第1項中「委嘱の日から基本計画を策定する日まで」を「2年以内」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、再任を妨げない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「朝霞市産業振興基本計画策定委員会」を「朝霞市産業振興基本計画推進委員会」に改める。

平成31年2月22日提出

朝霞市長 富岡 勝則

【参考資料】

朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>朝霞市産業振興基本計画推進委員会条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、朝霞市産業振興基本計画推進委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 朝霞市産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、変更、進捗管理等に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市産業振興基本計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。 (2) 基本計画の進捗管理等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画______に関し市長が必要と認めること。</p> <p>(任期) 第6条 委員の任期は、2年以内______とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>朝霞市産業振興基本計画策定委員会条例</p> <p>(目的) 第1条 この条例は、朝霞市産業振興基本計画策定委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(設置) 第2条 朝霞市産業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、______に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市産業振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務) 第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 基本計画の策定______に関すること。 (2) 前号______に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し市長が必要と認めること。</p> <p>(任期) 第6条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画を策定する日までとする。</p> <p>2 (略)</p>